



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 1157 和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (市町村課)
- 1158 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1159 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1160 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1161 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1162 " (")
- 1163 都市計画の変更 (都市政策課)
- 1164 " (")

○ 警察本部告示

- 10 防犯ビデオ等画像処理装置の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (市町村課)
- " (総務事務集中課)

○ 諸報

- 入札公告 (和歌山県警察本部)

○ 正誤

平成19年9月18日付け和歌山県報第1894号和歌山県告示第1115号中

平成19年9月18日付け和歌山県報第1894号和歌山県告示第1117号中

告 示

和歌山県告示第1157号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調達物品

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織 (以下「コンソーシアム」という。) でないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表 (個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 納税証明書

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 契約履行証明

(サ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書

(シ) 担当技術者経歴書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の (イ) から (コ) までについては、構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表 (構成員が個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 納税証明書

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員)、委任状 (コンソーシアム代表者)

(コ) 契約履行証明

(サ) 作業実施計画書 (コンソーシアム)

和歌山県が示す仕様書に準拠することとし、コ

ンソーシアムとして提出すること。

(シ) 担当技術者経歴書

コンソーシアムとして提出すること。

(ス) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) (1) のアの(ウ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(ウ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者においては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(シ)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(ス)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年10月5日(金)から平成19年10月11日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年10月15日(月)までの間に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時

平成19年10月11日(木)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年10月16日(火)から平成19年10月22日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2192

ファクシミリ番号 073-423-2427

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年10月22日(月)現在において、次に掲げる要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

- (5) 2の(1)のアの(サ)又は2の(1)のイの(サ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

- (6) 平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間に、次に掲げるシステムの導入に係る事業実績を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たす者であること。

ア 都道府県における住民基本台帳ネットワークシステム又は電子自治体を構成するシステム(電子入札、電子申請等)

イ HP-UX11iバージョン2.0を使用したシステム

- (7) この契約の目的物であるサーバ機器等を、県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たす者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年10月30日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、平成19年11月6日(火)午後4時までに書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

- (4) 説明に対する回答については、平成19年11月12日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うも

のとする。

(5)(2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1158号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年11月18日まで縦覧に供する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年9月18日
- 2 名称
特定非営利活動法人海外介護情報センター
- 3 代表者の氏名
菊谷賢一郎
- 4 主たる事務所の所在地
田辺市芳養町2584番地の3
- 5 定款に記載された目的

この法人は海外での医療、介護に関する情報の提供及び海外長期滞在の情報提供や生活支援及び外国人、日系人に対する日本国在留資格取得支援ならびに日本での就業や生活に関する支援事業を行い、さらに国際結婚の相談や地域住民との懇親会などを行い国際友好、親善に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
新歯 25-58	笹屋歯科医院	新宮市橋本2-1-6	平成 19.8.31

和歌山県告示第1160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
新歯 41-19	ささや歯科医院	新宮市橋本2-1-6	平成 19.9.1

和歌山県告示第1161号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の有効期限
30122500 50	ケアサポート ・ゆにおん	田辺市新庄町110 番地1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社ライ フサポートゆ におん	田辺市新庄町110 番地1	平成 19.10.1	平成 25.9.30
30101201 56	つばみ介護サ ービス	和歌山市坂田744 番地の32	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児	株式会社つば み	和歌山市坂田744 番地の32	平成 19.10.1	平成 25.9.30

和歌山県告示第1162号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の有効期限
30210003 30	サンメゾン	橋本市野5-1	共同生活介護	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 筭惣会	橋本市野5-1	平成 19.10.1	平成 25.9.30

和歌山県告示第1163号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項におい

て準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路（3・5・1号白浜駅湯崎線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り、寺谷口、小谷口
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

和歌山県告示第1164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画公園（5・5・1号白浜海岸公園）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り、小谷口
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、防犯ビデオ等画像処理装置の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年10月5日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入年度
平成19年度
 - (2) 購入物品の名称
防犯ビデオ等画像処理装置 一式
 - (3) 購入物品の内容等

仕様書による。

(4) 履行期限

平成20年1月31日（木）

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の画像処理装置納入業務に関する業務実績証明書（契約書の写しを添付すること。）

(2) (1) のウからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札参加資格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年10月5日（金）から平成19年10月15日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年10月15日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2に掲げる申請書類は、平成19年10月5日（金）から平成19年10月15日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出することとする。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2276）

ファクシミリ番号 073-423-0120

5 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年10月5日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 警察庁及び都道府県警察へ犯罪捜査における画像処理装置の納入実績を有する者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年10月23日（火）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年10月24日（水）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年10月29日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 設置及び納入場所

(3)に同じ。

(5) 納入期限

平成20年3月31日

(6) 借入れの期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1157号に規定する和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局市町村課

(2) 日時

平成19年10月5日（金）から平成19年10月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

- (2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年10月15日(月)までの間(県の休日を除く。)に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時

平成19年10月11日(木)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階入札室

イ 入札日時

平成19年11月15日(木)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年11月15日(木)午前9時30分までに和歌山県総務部総務管理局市町村課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を

納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までと

する。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局市町村課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2192

ファクシミリ番号 073-423-2427

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Lease of network server and other computer devices for the Wakayama Prefecture Basic Resident Registers (1 set)

- (2) Date and time for tender : 10:00 a.m. 15 November 2007

- (3) Contact point for the notice : Municipal Affairs Division at General Affairs Management Bureau in General Affairs Department of Wakayama Prefectural Government,

1-1 komatsubaradori Wakayama City 640-8585 Japan
TEL 073-441-2192 (FAX 073-423-2427)

入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成19年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入年度及び物品調達番号

平成19年度 調達案件番号02070001663号

- (2) 購入物品の名称及び数量

ウォータージェット切断機 一式

- (3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

- (4) 納入期限

平成20年3月31日(月)

- (5) 納入場所

和歌山県立和歌山工業高等学校

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「工作用機械器具」に登録されている者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県出納局総務事務集中課

- (2) 期間

平成19年10月5日(金)から平成19年11月14日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所

3の(1)に同じ。

- (2) 期間

3の(2)に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県出納局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年11月22日(木)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通

知書の写しを同封の上、平成19年11月22日午前10時までに
出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は、以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成19年11月21日（水）午前10時から同年11月22日（木）午前10時30分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停

止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合は、その者については、別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県出納局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Water jet cutting machine ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10:35 a.m. 22 November 2007

(3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294

諸 報

入 札 公 告

防犯ビデオ等画像処理装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年10月5日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度

平成19年度

(2) 購入物品の名称

防犯ビデオ等画像処理装置 一式

(3) 購入物品の内容等

仕様書による。

(4) 履行期限

平成20年1月31日(木)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県警察本部告示第10号に規定する防犯ビデオ等画像処理装置の購入に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

(2) 期間

平成19年10月5日(金)から平成19年10月15日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、会計課に対して平成19年10月15日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成19年10月31日(水)午後1時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された

者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない鑑識課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

正 誤

正 誤

平成19年9月18日付け和歌山県報第1894号和歌山県告示第1115号中

ページ	段	誤	正
1	右	新田泉佐野岩出線	新田広芝岩出停車場線

正 誤

平成19年9月18日付け和歌山県報第1894号和歌山県告示第1117号中

ページ	段	誤	正
1	右	新田泉佐野岩出線	新田広芝岩出停車場線